# 付属資料 - 1 上位·関連計画

- (1) 第6次松山市総合計画
- (2) 松山市都市計画マスタープラン
- (3) 松山創生人口 100 年ビジョン・先駆け戦略
- (4) 松山市駅前周辺地区市街地総合再生計画
- (5) 地域におけるまちづくり基本計画
- (6) 松山市広域集客商業活性化戦略
- (7) 松山市中心市街地活性化基本計画
- (8) 第6期松山市高齢者福祉計画·介護保険事業計画
- (9) 第3期松山市地域福祉計画「ささえあいプラン」
- (10) 松山市第3期障害者計画
- (11) 松山市第4期障害福祉計画
- (12) 第3次まつやま教育プラン21
- (13) 松山市子ども・子育て支援事業計画
- (14) 松山市住宅マスタープラン
- (15) 地域住宅計画
- (16) 松山市総合交通戦略
- (17) 松山市地域公共交通総合連携計画
- (18) 松山市交通バリアフリー基本構想
- (19) 松山市駐車場整備計画
- (20) 新松山市自転車等利用総合計画
- (21) 松山市景観計画
- (22) 第2次松山市環境総合計画
- (23) 松山市省エネルギービジョン
- (24) 松山市低炭素社会づくり実行計画
- (25) 松山市緑の基本計画
- (26) 松山市地域防災計画 地震災害対策編
- (27) 松山市観光振興計画
- (28) 松山市公共施設マネジメント基本方針
- (29) 松山市情報化推進アクションプラン

#### --- 愛媛県関連計画 ---

- (30) 第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン
- (31) 松山広域都市計画区域マスタープラン
- (32) 愛媛県人口ビジョン・愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略
- (33) 第6次愛媛県地域保健医療計画

### (1) 第6次松山市総合計画(平成25年3月策定)

### 1) 計画期間

平成25年から平成34年までの10年間

#### 2) 計画の位置づけ

市政における最上位の計画として、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめられたもの。

# 3) まちづくりの理念

- 様々な世代の人がつながり、支え合い、いきいきと暮らせるまちを目指す
- 夢や理想を抱き、挑戦し続けるまちを目指す
- 魅力や活力にあふれ、持続的に発展するまちを目指す

### 4) 将来都市像

# 『 人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま 』

- ・活力とにぎわいがあふれる "人が集い、訪れるまち"
- ・交流の中から多くの人々がつながる "笑顔の輪が広がるまち"
- ・子どもからお年寄りまで、多くの笑顔に囲まれる "幸せを実感できるまち"

### 5) まちづくりの基本目標

今後 10 年間のまちづくりに向けて、それぞれの分野において基本目標を定め、将来都市像の 実現に取り組むとしている。

基本目標1 健やかで優しさのあるまち		【健康・福祉】
地域全体で子育てを支える社会をつくる	子育て環境の充実と整備	
	出会いからの環境整備	
暮らしを支える福祉を充実する	高齢者福祉の充実	
	障がい者福祉の充実	
	地域福祉の促進	
生涯にわたって安心な暮らしをつくる	健康づくりの推進	
	社会保障制度の充実	
	医療体制の整備	
基本目標2 生活に安らぎのあるまち		【安全・安心】
災害等に強いまちをつくる	防災対策等の推進	
	災害発生時における体制の整備	
	地域防災力の向上	
安心安全に暮らせる環境をつくる	消防・救急・救助体制の整備	
	生活安全対策の推進	
	良好な衛生環境の維持	
	安定した水の供給	

基本目標3 地域の魅力・活力があふれる	るまち	【産業・交流】
暮らしを支える地域経済を活性化する	雇用・就労環境の整備	
	事業所立地と雇用創出の推進	
	農林水産業の活性化	
都市全体の価値や魅力を向上する	多様な資源を活用した都市魅力の創造	
	観光産業の振興	
広域拠点となる交通基盤を整備する	良好な交通環境の整備	
	交通基盤の整備	
基本目標 4 健全で豊かな心を育むまち		【教育・文化】
子どもたちの生きる力を育む	知・徳・体の調和のとれた教育の推進	
	青少年の健全育成	
多彩な人材を育む	生涯学習の推進	
	地域スポーツの活性化	
	国際化の推進	
全ての人が尊重される社会をつくる	人権と平和意識の醸成	
松山市固有の文化芸術を守り育む	文化遺産の継承	
	文化芸術の継承及び創造	
基本目標5 緑の映える快適なまち		【環境・都市】
快適な生活基盤をつくる	居住環境の整備	
	上水道等の整備	
	下水道等の整備	
特色ある都市空間を創出する	良好な都市空間の形成	
	計画的な土地利用の推進	
豊かな自然と共生する	自然環境の保全	
	資源の有効活用とごみの適正処理	
	節水型都市づくりの推進	
基本目標 6 市民とつくる自立したまち		【自治・行政】
市民参画を推進する	市民主体のまちづくり	
	市民参画による政策形成	
地方分権社会を推進する	地方分権に対応する体制の整備	
	効率的な行財政運営の推進	
	行政情報の適正運用	

# (2) 松山市都市計画マスタープラン(平成23年3月策定)

#### 1) 目標年次

平成 23 年度から平成 42 年度までの概ね 20 年

#### 2) 位置づけ

松山市都市計画マスタープランは、土地利用や市街地整備、都市施設整備(道路、公園、河川、下水道等)、自然環境保全、景観形成、防災まちづくりなど、まちの整備・開発・誘導や保全に関する、より具体的な指針を示すもの。

#### 3) 都市づくりの基本方針

- ① 松山市、愛媛県、さらには四国全体の活力を牽引する都心機能を高める
- ② 住み慣れたまちでの暮らしの安心感を効果的に支える
- ③ 自然環境や地球環境を大切にするまちづくりをひろげる
- ④ 地域固有の資源の保全・活用により活力ある地域づくりを進める

#### 4) 将来の都市構造:土地利用ゾーニング

#### 市街地ゾーン

市街地ゾーンは、市街地の外延的拡大の抑制を基本とし、大規模集客施設の適正な立地誘導に努める。 無秩序な市街地の拡散を抑制することにより、効率的な都市基盤の更新や生活サービスの提供に資する市街地の形成を誘導する。

#### 田園集落ゾーン

田園集落ゾーンでは、開発の抑制を基本としつつ、 集落環境の維持・向上や良好な田園・森林環境の保 全・活用を図る。

#### 自然環境・農地保全ゾーン

自然環境・農地保全ゾーンでは、豊かな森林や海洋資源、多島美景観等の良好な自然環境の保全を図るとともに、農用地の保全を図り、これら資源を活用しつつ、都市と農山村漁村との交流の促進や、一次産業の振興など地域の活性化を図る。

#### 5) 将来の都市構造:拠点

#### 都心拠点

働く場、交流の場、暮らしの場として、商業・業務・行政サービス等の各種都市機能が立地する、概ね松山環状線の内側の区域を「都心拠点」として位



置づけ、企業の本社機能等の経済機能、県庁・市役所本庁舎等の行政の中枢機能、コンベンションや芸術文化 交流等の文化機能、医療機能等といった高次都市機能の充実・強化をはじめ、職住近接のライフスタイルが実 現できる都心居住の促進や広域からの集客の場として魅力ある景観・空間を創出する。

#### 産業拠点

松山空港周辺の臨海部にまとまって立地する工業地や、松山中央卸売市場周辺の区域を「産業拠点」として 位置づけ、国際貿易の拡大等による地域産業の活力を向上させるため、松山空港、松山港、松山 IC 等の立地特 性を活かし、広域的な交通結節機能の強化をはじめ、既存企業の定着・育成、新規企業の誘致等に取組む。

#### 歴史文化拠点

全国的にも有名な道後温泉や松山城を擁する城山一帯を「歴史文化拠点」として位置づけ、歴史文化拠点及びその周辺では、歴史性に配慮したまちづくりを推進し、地域の個性を高める。

#### 広域交通拠点

陸・海・空の交通拠点として、四国縦貫自動車道の松山 IC、JR 松山駅、伊予鉄松山市駅、松山空港、松山観光港を「広域交通拠点」として位置づけ、安全で快適な空間を確保するなど、交通結節機能や交流機能等を充実する。

#### 地域生活拠点(交通拠点)

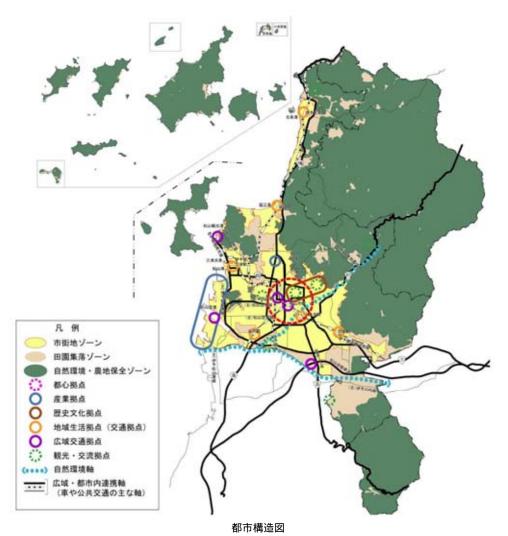
鉄道・バス等の地域の公共交通サービスの拠点を担う主要な鉄道駅(いよ立花、三津、余戸、堀江、久米、伊予北条駅)を、「交通拠点」として、公共交通サービスの更なる充実を図る。

駅や隣接する幹線道路沿道等の「交通拠点」周辺地域を「地域生活拠点」とし、各地域の住宅や事業所、商業施設、公共施設、地域資源等の集積性を活かし、既存の生活サービス機能の維持とともに、最寄り小売業や医療施設、金融・郵便サービス等の生活利便施設を集積させるなど、地域の日常的かつ多様な生活サービスが受けられ、交流等で賑わうような地域づくりを進める。

市街地ゾーンにおける効率的な都市基盤の更新や生活サービスの提供に資する市街地形成として、この地域生活拠点への機能集積とともに、拠点周辺への定住を誘導する。

#### 観光・交流拠点

全国的な観光地として高い集客力を誇る道後温泉や松山城を擁する城山一帯の観光・レクリエーション地区 と、松山総合公園や松山中央公園、愛媛県営総合運動公園等のスポーツ・レクリエーション地区を「観光・交 流拠点」として位置づけ、施設の適切な維持管理や魅力の向上など機能の拡充により観光振興や地域交流を促 進する。



### (3) 松山創生人口 100 年ビジョン・先駆け戦略 (平成 28 年 1 月策定)

### 1) 対象期間

松山創生人口 100 年ビジョン: 2060 年を基本としつつ、長期的には 2110 年頃までを視野 松山創生人口 100 年ビジョン先駆け戦略: 2015 年度から 2019 年度の 5 か年

### 2) 計画の位置づけ

# 松山創生人口 100 年ビジョン

松山市の人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後目指すべき将来の 方向と人口の将来展望を提示するもの。人口減少対策としての効果的な施策を企画立案する 上で、重要な基礎として位置付けられている。

#### 松山創生人口 100 年ビジョン先駆け戦略

「松山創生人口 100 年ビジョン」を踏まえ、地域の実情に応じた今後 5 か年の目標や施策の基本的方向のほか、5 つの基本目標に基づく具体的な施策をまとめたもの。

### 松山創生人口 100 年ビジョン

#### 3) 目指すべき将来の方向

I.人口減少問題の克服:	自然減の歯止めと社会増の維持・向上による人口の安定と若返り
自然動態へのアプローチ	若い世代の希望実現に向けて、
	・未婚者等への出会いの場の提供等結婚促進
	・子育て世代に対する経済的問題等の諸課題解決への施策推進
	・関係団体・事業者・市民等の理解・参画が進む前提
	⇒合計特殊出生率について、2030年に1.75程度、
	2040 年以降は 2. 07 程度と設定
社会動態へのアプローチ	・若者をはじめ、本市での暮らしを希望する全世代の定住やU・Iターン促進
	・市民や関係者等の理解と参画が進む前提
	⇒2020 年以降は、社会増減を均衡以上と設定
. 人口減少社会への適応	: 暮らしと経済を守るまちづくりの推進
暮らしと経済を守るまち	避けることのできない人口減少社会に備えて、
づくりへのアプローチ	・地域経済への悪影響をできるだけ回避
	・人口減少問題の克服と労働生産性・労働参加率の向上、景気の安定を前提
	⇒2060 年まで、市内総生産 1.6 兆円程度の維持と設定



### 松山創生人口 100 年ビジョン・先駆け戦略

### 4) まつやま創生未来プロジェクトと施策体系

#### 目標1 やりきる力「3つの礎」を構築する【基盤づくり】

・「3 つの礎」構築プロジェクト

・人口減少対策推進の基盤づくり⇒人口減少対策推進の制度構築

#### 目標2 つながる未来を応援する【少子化対策】

- 出合いの聖地まつやまプロジェクト
- ・子宝授かりサポートプロジェクト
- ・子育て安心しあわせのまちまつやま プロジェクト
- ・仕事も生活も充実させようプロジェクト
- ・若い世代の経済的安定 ⇒ 若者に対する就職支援
- ・結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援の充実 ⇒出会いの場の創出、妊娠・出産支援の充実、小児医療の充 実、子育て支援の充実、子育て世帯の経済的負担軽減、子 育て拠点や居場所づくりの整備
- ・仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現 (「働き方改革」) ⇒仕事と生活の調和の実現

#### 目標3 松山への定着と新しい人の流れをつくる【移住定住対策】

- ・松山に住もう、帰ろう若者プロジェクト
- ・まつやま I ターンおいでなもし プロジェクト
- ・まつやま I ターン住むとこプロジェクト
- ・移住の促進
  - ⇒都市イメージの向上、移住相談体制の充実、移住体験・機 会の充実、移住定着支援の充実
- ・定住の促進 ⇒ シビックプライドの向上
- ・大学等の活性化 ⇒ 大学等と連携した若者の流入・定着促進

#### 目標 4 魅力ある仕事と職場をつくる【地域経済活性化】

- ・未来を創るまつやま産業創出・立地促進 プロジェクト
- ・女性の輝きまどんな応援プロジェクト
- ・成長発展へ挑戦するまつやま中小企業 応援プロジェクト
- ・付加価値向上によるまつやま産業振興 プロジェクト
- ・産業の競争力強化(業種横断的取組)
  - ⇒地域経済に関する各種データの分析・活用、中小企業の支援、稼ぐ力のある<u>産業立地の促進</u>、各種団体との連携による新たなビジネスの創出、企業のグローバル化支援、IC T等の利活用によるビジネス創出や生産性向上
- ・産業の競争力強化(業種別取組)
  - ⇒若者にも魅力的な農林水産業の成長産業化、戦略的観光振 興による経済活性化、文化・芸術・スポーツ等の地域資源 を活用したビジネス創出
- ・良質な雇用の場の創出と人材育成
  - ⇒良質な雇用・労働環境の整備、職業能力向上と就労機会の 拡充、女性の活躍支援、農林水産業の担い手育成、地域ニ ーズに対応した人材育成支援

#### 目標5 暮らしと経済を守る【暮らしと経済まちづくり】

- ・市民と企業が担う新しいまちまつやま 創造プロジェクト
- ・元気をつなぐ松山圏域活性化 プロジェクト
- ・市民とつくる日本一の防災都市 まつやまプロジェクト
- ・本市における地域経済・生活圏の形成
  - ⇒需要を創造する民間主体の経済まちづくりの推進、<u>都市の</u> コンパクト化と交通ネットワーク形成
- ・安心で健康な暮らしの確保
- ⇒家計の質的向上、安全・安心な暮らしの推進、健康寿命の延伸
- ・人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化 ⇒官と民の既存ストックのマネジメント強化
- ・近隣地域との連携による経済・生活圏の形成
  - ⇒連携中枢都市圏の構築
- ・住民が地域防災の担い手となる環境の確保 ⇒地域防災力の向上
- ふるさとづくりの推進
  - ⇒市民主体・地域特性を生かしたまちづくり、シビックプラ

イドの向上

### (4) 松山市駅前周辺地区市街地総合再生計画(平成6年3月策定)

### 1) 地区整備の基本方針

伊予鉄道松山市駅前を対象範囲として、「シティーフロントの再構築(リストラクチャリング)」 を地区整備の基本方針とし、

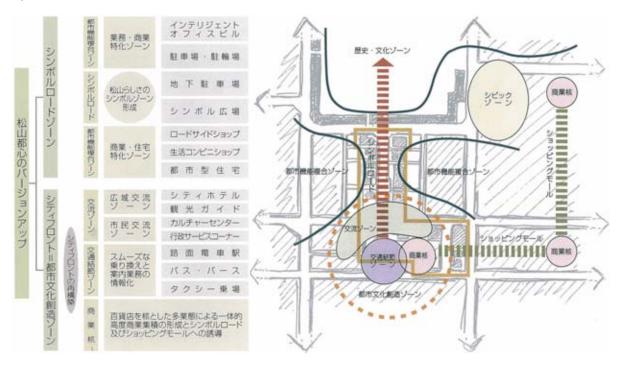
- ①適切な土地利用による良好な都市環境整備
- ②交通結節機能の向上
- ③松山圏域民が集い、交流し、新しい都市文化を創造するための高度都市機能の集積
- ④魅力的な都市景観の形成

を進める。

### 2) 具体的な事業

- ①市街地再開発事業や優良建築物等整備事業による建築物の高度化
- ②松山市駅前広場の整備
- ③中之川通線の改良や千舟町高岡線の交差点改良等による交通流動の円滑化等の事業

# 3) ゾーンのコンセプト



# (5) 地域におけるまちづくり基本計画(平成19年3月策定)

# 1) 実施期間

平成19年度から平成28年度(2017年度)までの10ヵ年

# 2) 基本理念

### 『 私たちのまちは私たちの手で 』

地域におけるまちづくりの基本理念に「私たちのまちは私たちの手で」を掲げ、**住民自治の** 強化、官民協働の促進を図ることとしている。

# 3) 基本構想の施策体系

# 住民自治の強化

テーマ別取り組み方針		施策
①自治型コミュニティの構築	土壌づくり	・自治意識の啓発・醸成、まちづくり支援制度の周知
		・地域活動を牽引する人材・グループの育成と発掘
		・基礎的組織となる町内会等の加入促進、運営支援
	住民自治組織の結成	・まちづくり協議会結成に向けた情報やノウハウの提供
		・地域住民への広報、啓発
		・まちづくり協議会結成時の財政支援
②住民主体の計画性あるまちづくり	地域情報の共有と	・「地域を知る」ための活動支援
	まちづくりの目標設定	・情報発信・交流の促進
		・まちづくり計画策定のノウハウ提供、助言
	まちづくり計画の	・まちづくり計画の実現支援
	実行と組織の自立	・まちづくり協議会の能力向上
	(自律) 経営	・自主財源の確保促進
③権限移譲と行政支援	コミュニティ分権の	・条例等規程による住民自治促進
	推進	・補助金等の整理と創設
		・各種審議会・委員会への参画促進
	地域におけるまちづく	・庁内推進体制の強化
	り推進体制の整備	・まちづくりの中間支援機関の設置
		・コミュニティ活動全般への支援

# 官民協働の促進

テーマ別取り組み方針		施策
①新しい「公共」の分担	多様な主体による	・まちづくり協議会との協働促進
	「公共」の分担	・市民活動の積極的な推進
	相互扶助システムの	・地域で支え合うセーフティネットの強化(地域力の向上)
	再構築	・共助活動(地域ボランティア)に対する支援
②官民の関係の見直し	相互依存から相互補完	・各種補助事業等の検証・見直し
	への転換	・官民の意識改革
	行政委嘱員制度等の	・行政委嘱員制度等の全般の見直し
	見直し	・各種行政協力団体の見直し
③市政への参画の促進	まちづくり協議会の政	・まちづくり協議会代表者等の市政参画の促進
	策形成への関与	・まちづくり協議会代表者連絡会の設置
	市民参画の機会の拡大	・地区懇談会、意見交流会の開催
		・まちづくり協議会の定期会議への職員出席
		・施策の企画・立案過程での意見募集、意見反映

### (6) 松山市広域集客商業活性化戦略(平成22年7月策定)

### 1) 計画の位置づけ

松山市の商業振興及び中心市街地活性化の観点から、本市中心部の二つの百貨店を含む商店 街及びその周辺を「松山市広域集客商業地域」と位置づけ、「『商都 "松山" の復権』~よい街 へ、そして、好きな街へ~」のスローガンの下、商業の活性化戦略を示すものとして、平成 22 年に策定されている。

## 2) 基本姿勢と方針・プログラム

#### 基本姿勢

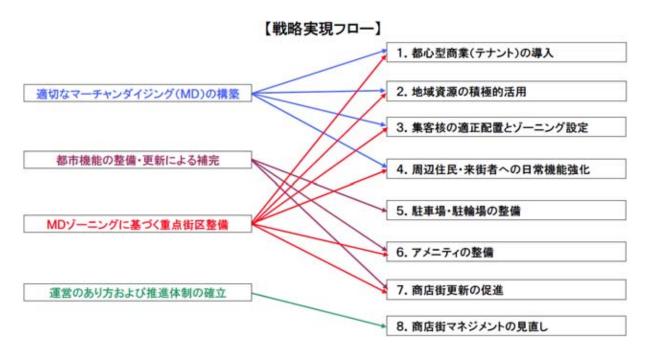
『商店街×SC発想によるまちづくりの推進と来街者も含めた顧客志向の徹底』

#### 方針 ( 顧客対象はオールターゲットを基本とする)

- ① 足下商圏の確実な取り込みによる高頻度来街の推進
- ② 賑わい構築・商店街回遊をめざした回遊性と交流機能の確保
- ③ 広域集客に向けての中心商業地の魅力付け

#### 3) 戦略実現に向けたプログラムと具体的アクションプラン

戦略の実現に向け、複数の具体的なアクションプランを持続的に実施し、総合的に松山中心 商店街の魅力付けやブランディングに寄与するとしている。



### (7) 松山市中心市街地活性化基本計画(平成27年11月策定)

#### 1) 計画期間

平成26年11月から平成32年3月までの5年5ヶ月

### 2) 中心市街地活性化の基本的方針

### 広域の中心にふさわしい魅力と厚みのある機能を備えた都心の再生

商業のみならず、業務機能や文化、交流など多様な都市機能の強化を図り、広域の中心にふさ わしい魅力と活力を備えた都心としての再生に取り組む。

⇒ 目標:訪れたくなる都心としての機能強化

#### 松山独自の歴史や資源によって国内外の人から愛される観光・交流の舞台づくり

観光地としての松山の認知度向上やイメージアップを図るべく、「坂の上の雲」のドラマ効果を 礎に、さらなる観光活性化策に取り組む。松山城や正岡子規などのゆかりの地である都心部と道 後温泉地区とが連携しながら、道後温泉の魅力をまち全体で感じられるような一体的な観光振興 策に取り組む。

⇒ 目標:松山らしさを活かした都市型観光地としての魅力の向上

### 住みたい、住み続けたい魅力ある暮らしの場となる暮らしやすさを実感できるまち

中心市街地の活性化で最も重要なことの一つは、集約型の都市構造の実現により、社会経済活動が維持できる環境を整え、中心部の求心力を維持することである。身近で日常的な買い物ができる店舗や医院・診療所の充実など、住まい手が求めるニーズに適切に対応し、質の高い生活サービスを提供できる環境を整備することで、松山の都市圏に住む人が、「いつかは住みたい」「住み続けたい」と思える、暮らしやすさを実感できる生活環境と安心できるコミュニティを備えた都心居住の場をつくる。

#### ⇒ 目標:安心して住み続けられる豊かな生活環境の実現



中心市街地活性化計画 区域図

### (8) 第6期松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(平成27年3月策定)

### 1) 実施期間

平成27年度から平成29年度までの3年

#### 2) 計画の位置づけ

高齢者が住み慣れた「地域」で、生涯にわたって健康で生きがいを持って暮らすことができるように地域で支え合う社会を構築するとともに、これまでの施策や実施状況、課題等を踏まえ、高齢者福祉事業及び介護保険事業の更なる充実を図ために、高齢者全般にわたる総合的な計画。

# 3) 計画の基本的な考え方

第5期計画で掲げた目標等を発展的に継承するとともに、新たな社会情勢や団塊の世代が75歳以上となる平成37年を見据えた上で、平成27年度から29年度の間の高齢者福祉サービスの効果的な実施、地域包括ケアシステムの構築、医療・介護連携の推進、認知症高齢者支援対策の推進、介護予防・日常生活支援総合事業の取り組みなど、制度創設以来の大きな改正となった介護保険制度の円滑な推進のための施策のあり方を示すものとしている。

### 4) 基本目標

『 高齢者が住み慣れた地域で、笑顔でいきいきとくらせるまちづくり 』

#### 5) 重点課題

課題	施策
① 地域包括ケアシステムの構築	○ 地域包括支援センターを中心としたケア体制
	〇 地域福祉力の向上対策
	○ 医療・介護連携の推進
② 認知症高齢者支援対策の推進	○ 認知症の正しい知識の普及及び予防
	○ 認知症高齢者の見守り体制の構築
	○ 権利擁護への取り組み
③ 高齢者の社会参加と就労支援	○ 生きがいと社会参加の促進
	○ 高齢者の就労促進
④ 高齢者の生活支援対策	○ 在宅生活支援
	○ 家族介護支援
⑤ 地域支援事業の推進	○ 介護予防・日常生活支援総合事業 (新しい総合事業)
	○ 介護要望事業
	○ 包括的支援事業
	○ 任意事業
⑥ 介護サービスの基盤整備	○ 地域密着型サービスの整備
	○ 介護保険施設の整備
	○ 高齢者福祉施設等の整備
⑦ 介護サービスの質的向上	○ 施設におけるユニット化の促進等
	○ 介護サービス事業者の指定及び指導監督
	○ 人材の確保と養成
	○ 介護サービスの質の評価

### (9) 第3期松山市地域福祉計画「ささえあいプラン」(平成26年3月策定)

#### 1) 計画期間

平成26年度から平成30年度までの5ヵ年

#### 2) 計画の位置づけ

第6次松山市総合計画の「健康・福祉」分野等の施策を具体化し、地域福祉を推進していく うえでの基本計画であるとともに、各個別の保健福祉部門計画の施策についても横断的、総合 的に推進する性格のもの。

#### 3) 基本目標

『 みんなで、支えあい、助けあい、安心して、暮らしてゆきたい、このまちで 』

#### 4) ささえあいプランの体系

第2期計画で定めた基本目標をもとに、3つの大きな目標を掲げ、それぞれの目標に方策を 設け、全体で10の方策を定めている。



# (10) 松山市第3期障害者計画(平成27年3月策定)

### 1) 計画期間

平成27年度から平成32年度の6年間

### 2) 計画の位置づけ

「第6次松山市総合計画」及び「松山市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられ、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」として、本市の障がい者施策の基本方針を示すもの。

### 3) 基本目標

『 自分らしく いきいきと 笑顔で暮らせるまち まつやま 』

### 4) 基本方針体系

一人ひとりの望む生活を実現するため、その人のライフステージに応じて、その時々の関係者が連携し、子どもの頃から切れ目のない一貫した総合的な支援をすることを推進するとし、3 つの基本方針のもと、主要課題と推進項目を設定している。

基本方針	主要課題	推進項目
共に支え合う	心のバリアフリーの推進	・福祉教育の推進・地域住民等への啓発活動
やさしい	/1·V// ・/ / / / / V/IE/座	・交流の場の確保
まちづくり	ユニバーサルデザインの推進	・情報のユニバーサルデザイン化
		・公共施設等のバリアフリーの整備
	権利擁護の推進	・差別解消と合理的配慮の推進
	不住不可が住む受 マンコ 世入巴	・虐待の防止・成年後見制度の推進
	防災・防犯対策の推進	・地域コミュニティの形成
	例例   例记对录 • 列配區	・防災・防犯対策の周知と啓発
自分らしい	相談支援体制の充実	<ul><li>総合相談の充実</li></ul>
暮らしづくり		・地域相談支援センターの周知と体制の充実
		・相談支援事業所の質と量の確保
	福祉サービスの充実	<ul><li>・通所系サービス</li><li>・訪問系サービス</li></ul>
		・地域生活支援事業 ・地域移行・定着支援
		・サービスの質の向上 ・サービスの開拓
		・手帳サービスの充実
		・その他の福祉サービス等との連携
	保険・医療サービスの充実	・早期の気づきと早期支援
		・リハビリ医療 ・難病対策 ・疾病等予防
		・救急医療体制整備 ・在宅医療等 ・精神医療
	住まいの場の確保と整備	・グループホームの整備 ・入所施設の充実
		・公営住宅、賃貸住宅への入居サポート
安心して暮らせる	療育の充実	・通所支援の量と質の確保 ・地域療育の推進
いきいきとした	共生教育の充実	<ul><li>・就学前教育</li><li>・特別支援教育</li></ul>
生活づくり		・キャリア教育・生涯教育
	雇用の充実と経済的自立の	・就労相談窓口の整備・職場定着支援
	支援	・企業などへの啓発・職業訓練の機会確保
		・福祉的就労の工賃向上へ向けての取り組み
		・就労支援機関の連携強化・経済的自立の支援
	社会参加の促進	・当事者活動支援・地域行事への参加
		・文化的活動(スポーツ、芸術等)支援

### (11) 松山市第 4 期障害福祉計画 (平成 27 年 3 月策定)

#### 1) 計画期間

平成 27 年度から平成 29 年度の 3 年間

#### 2) 計画の位置づけ

「第6次松山市総合計画」及び「松山市地域福祉計画」の個別計画として位置付けられ、障がい者に関わる施策の基本方針を総合的・体系的に示すもの。

#### 3) 計画の目標

第4期障害福祉計画での目標設定にあたっては、障害者総合支援法の理念である障がい者の 地域生活への移行や就労移行への支援を基本とし、国の基本指針や愛媛県の考え方を踏まえ、 引き続き地域移行や一般就労への移行を目指すという考え方で数値目標を設定している。

#### 【目標1】福祉施設入所者の地域生活への移行

- ① 平成 29 年度末までに、平成 26 年 3 月 31 日現在の施設入所者(446 人)の 12%(54 人)が 地域生活に移行することを目指します。
- ② 平成 29 年度末の施設入所者数を、平成 26 年 3 月 31 日現在の施設入所者数から 5.5% (25人) を減少することを目指します。

### 【目標2】入院中の精神障がい者の地域生活への移行

① 平成 27~29 年度の 3 年間で、精神障害者地域移行・地域定着支援事業を利用して、精神科 病院から 60 人が地域生活に移行することを目指します。

#### 【目標3】福祉施設利用者の一般就労への移行等

- ① 平成 29 年度中に、福祉施設から一般就労に移行する人を平成 24 年度の一般就労者数 (34人) を 2 倍 (68人) にすることを目指します。
- ② 平成29年度中に、就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者(131人)から6割(79人)以上増加することを目指します。
- ③ 平成29年度中に、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の4割以上とすることを目指します。

## 【目標4】地域生活支援拠点等の整備

① 平成 29 年度末までに、障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、1 つ整備します。

# (12) 第3次まつやま教育プラン21(平成26年3月策定)

### 1) 計画期間

平成26 (2014) 年度から平成30 (2018) 年度までの5ヵ年間

#### 2) 計画の位置づけ

第3次まつやま教育プラン21は、本市の教育行政の指針及び具体的な取り組みのプランを示すものであり、今後のあるべき方針や重点事項について検討したもの。

### 3) 教育行政の目標

『 生きる喜びが実感できる人づくり 』

### 4) 推進姿勢

- 開かれた教育行政の推進
- 時代の要請に即応した教育行政の推進
- 学校・家庭・地域と連携した教育行政の推進

### 5) 計画の体系

3つの基本方針の下に、次のとおり基本施策を設定し、効果的な事業に取り組むとしている。

基本方針	施策方針
「集い・学び・支え合う」ための	① 魅力ある豊かな地域づくりに活かせる生涯学習の推進
生涯学習の推進	② 地域に根ざした文化・芸術の振興
	③ 安全で安心な地域づくりの推進
生きる力を育む学校教育の推進	① 豊かな心を育成し、一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進
	② 社会の変化に対応した多様な教育の推進
	③ 人格形成の基礎を培う幼児期の教育の推進
	④ 子どもがたくましく生きるための健康・体力増進教育の充実
	⑤ 一人ひとりの個性を伸長する特別支援教育の推進
	⑥ 教育環境の整った安全で安心な学校づくりの推進
	⑦ 創意工夫による特色ある学校づくりの推進
	⑧ 本市独自の教育センターを拠点とした魅力ある優れた教職員の育成
	⑨ 学びを支援する就学・教育活動の推進
	⑩ 郷土への誇りや愛着を育む教育の推進
一人ひとりを大切にしながら	① 学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成
社会で取り組む教育の推進	② 児童生徒の健やかな成長を支援する体制づくり

### (13) 松山市子ども・子育て支援事業計画(平成27年3月)

### 1) 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

### 2) 計画の位置づけ

平成22年度から平成26年度までを計画期間とする松山市次世代育成支援行動計画(後期まつやま子育てゆめプラン)を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けられ、松山市が平成27年4月から進めていく、子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」とする。

# 3) めざす姿

『 すべての子どもが健やかに成長する、子育てにやさしいまち 』

### 4) 基本理念

- 子どもの視点を尊重します
- すべての子どもと子育て家庭を支援します
- 社会全体で子育てを支援します

### 5) 基本方針と推進施策

基本方針	推進施策
(1) 幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実	幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の充実
(2) 地域での子育て支援の充実	地域での子育て支援サービスの充実
	保育サービスの充実
	児童の健全育成
	公共施設等の活用や世代間交流の促進
(3) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援	子どもや母親の健康の確保
	「食育」の推進
	思春期保健対策の充実
	小児救急医療の充実
(4) 子どもの心身の健やかな成長に資する子育て	次代の親の育成
環境の整備	子どもの生きる力の育成に向けた子育て環境等の整備
	家庭や地域の教育力の向上
	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
(5) 子育てを支援する生活環境の整備	良質な住宅の確保
	良好な居住環境の確保
	安全な交通環境の整備
	安心して外出できる環境の整備
	安全・安心まちづくりの推進

基本方針	推進施策
(6) 職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライ	多様な働き方の実現及び働き方の見直し等
フ・バランス)の推進	仕事と子育ての両立の推進
(7) 子どもの安全の確保	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
	子どもを犯罪等から守るための活動の推進
	子どもを災害から守るための活動の推進
(8) 専門的な知識及び技術を要する支援の推進	児童虐待防止対策の充実
	ひとり親家庭の自立支援の推進
	障がい児施策の充実
(9) 経済的な支援の推進	経済的な支援の推進

# (14) 松山市住宅マスタープラン(平成 26年3月策定)

# 1) 計画期間

平成26年度から平成35年度までの10年間

### 2) 計画の位置づけ

「第6次松山市総合計画」の、生活環境分野における快適な住宅・居住環境の充実を目指し、 住宅施策の展開の方向性及び重点施策等を取りまとめるもの。

## 3) 目指す将来像

『 住んでいてよかったと実感できる あたたかさ溢れた暮らしの実現 』

# 4) 施策の体系

住宅マスタープランが目指す将来像と基本方針を実現するため、次の施策を設定している。

基本方針	施策
(1) 大切に長く住まえる住宅づくり	① 新築住宅の性能と品質の確保
	② 住宅リフォームの推進
	③ 中古住宅の流通促進
	④ 空家管理の徹底
	・適正管理面での空き家対策
	・予防・有効活用での空き家対策
(2) 住み続けたい住宅づくり	① 環境に配慮した住宅・設備の普及
	② 安全な住宅の普及
	③ 福祉と連携した住宅の普及
	・サービス付き高齢者向け住宅登録制度の普及・啓発
(3) 居続けたい地域づくり	① 街なか居住・市街地整備の推進
	・既成市街地にふさわしい効率的な街なか居住の推進
	・良好な都市住環境の整備
	・松山駅周辺土地区画整備事業区域において、個性のある住み心
	地の良いまちづくりに取り組む
	② 民間大規模団地の更新
	③ 個性ある景観・すまいづくり
	④ 定住の促進
	⑤ 災害に強いまちづくり
(4) 居住安定化の確保	① 市営住宅の適切なマネジメント
	② セーフティネットの強化
(5) 次代を担う人材の育成	① 住教育の推進
	② 活動団体等との連携・協働
	③ 建築系技術者の育成

# (15) 地域住宅計画(平成28年2月策定)

# 1) 計画期間

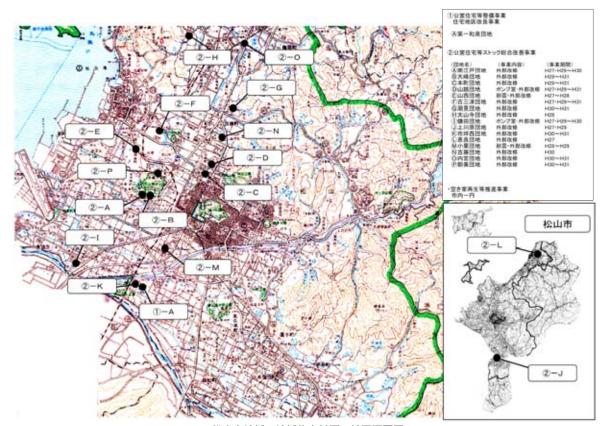
平成27年度から平成31年度

# 2) 計画の目標

- 市民が快適に暮らせる住宅・居住環境の実現
- 公営住宅の長寿命化を図るための修繕・改善の計画的な推進
- 老朽化が進む公営住宅等の建替え推進
- 地域の住環境保全を図るための空家等対策の推進

# 3) 基幹事業

	事業	概要
公営住宅等	公営住宅等整備事業	・修繕や大規模改修では抜本的な居住水準の向上や安全性の向上
整備事業等		が見込めない公営住宅の建替事業を実施する。
	公営住宅等ストック	・震災時に倒壊や火災の危険が高い住棟について、耐震診断・耐
	総合改善事業	震改修による整備を行い、耐震性能の向上を図る。
		・長寿命化を図るため、老朽化した外壁等、屋上防水の改修を行
		い、躯体の耐久性を向上させる。
住宅地区	改良住宅等改善事業	・修繕や大規模改修では抜本的な居住水準の向上や安全性の向上
改良事業等		が見込めない改良住宅の建替事業を実施する。
	空き家再生等推進事業	・地域の良好な住環境を保持するため、空家等所有者を
		特定し、空家等の除却や有効活用などの対策事業を展開する。



松山市地域 地域住宅計画 計画概要図

### (16) 松山市総合交通戦略(平成22年8月策定)

#### 1) 目標期間

平成23年からおおむね10年間(平成32年(2020年))

#### 2) 基本理念

### 『人・まち・地球 快適交通のまち 松山』

今ある都市交通体系を最大限に活かしながら相互の連携を強化することで、人々の暮らしに 応じた"多様な交通プラン"を提案し、人・まち・環境にやさしい持続可能な快適交通体系を 実現する。

### 3) 基本方針と交通計画の展開方針

### 基本方針 1 集約的な都市構造の実現に向けた交通体系の確立

- ・本格的な少子高齢社会の到来に対応した交通施策を展開
- ・歩いて暮らせる街づくりに寄与する交通基盤の整備

# 基本方針 2 広域的な交通体系の確立

- ・放射環状型交通網の実現に向けた骨格軸の形成
- ・陸・海・空の拠点ネットワークの強化
- ・観光・交流ネットワークの強化

### 基本方針3 ひと・車・公共交通が連携した総合的な交通体系の確立

- ・交通結節機能を強化するための交通施策を展開
- ・手段選択性の向上に寄与する交通施策を展開

# 基本方針4 環境負荷の小さい交通体系の確立

- ・人にやさしい交通環境の整備
- ・低炭素社会づくりに寄与する交通環境の整備

#### 交通計画の展開方針

広域道路の配置 公共交通ネットワークの拡充・再編

都市圏骨格道路 (環状道路)の配置 交通結節点の機能強化

市街地道路の配置 公共交通のサービス水準の向上

歩行者・自転車ネットワークの形成 交通手段変更の推進

道路空間の再配分・高度利用 自動車の効率的利用の推進

駐輪施設の配置 自動車の乗り入れ規制

サービスの多様化 低公害車両の導入推進

### (17) 松山市地域公共交通総合連携計画(平成22年3月)

### 1) 地域公共交通活性化推進方針

### 『 みんなで育てる みんなの足 』

これからの公共交通は、まちづくりにとって重要な要素であり、地域の特性や住民の真のニーズを ふまえてその維持活性化を図るべきであるが、そのためには、行政・事業者・市民が知恵を出し合い、 意見を交換しながら、適切な役割分担のもとで一丸となって公共交通育てに取り組み、地域公共交通の 維持及び活性化を推進する。

### 2) 公共交通に関する事業方針

# 拠点・都市軸の機能強化・充実

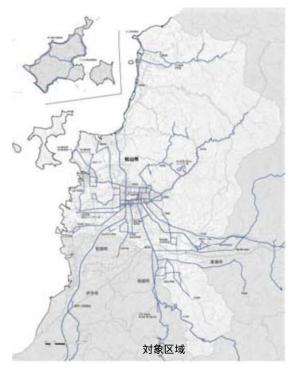
将来都市構造の骨格としての「拠点」、「都市軸」 において、各地域での交通機能が集約している地域交通 拠点及び地域間を結ぶ交通軸の機能強化・充実を図る。

### 地域の特性を活かした快適な生活圏づくり

各地域ごとに異なる地理的・社会的条件を活かし、 すべての人が安心して快適に暮らせる生活圏を形成す るため、地域内交通や中心部等へのアクセス性の充実を 図る。

#### 環境に配慮した交通習慣の確立

地球環境保全のため、市域全体で自動車と公共交通 をうまく使い分け、輸送時に消費されるエネルギー量を 低減させる市民一人ひとりのライフスタイルや交通習 慣の確立をめざす。



### 3) 計画の目標

目標	概要	
バスネットワークの効率化	路線やダイヤが柔軟に設定できるバスの特性を利用し、都心部へのア	
	クセス交通や円滑な地域間移動を確保しつつ、コストの低減等につな	
	がる効果的・効率的なネットワーク構築を目指す。	
交通結節点の機能強化	鉄軌道駅やバスターミナル、また港等、地域の交通拠点となっている	
	交通結節点において、異なる交通機関の乗り継ぎ円滑化やバリアフリ	
	一化、交流空間の確保等、利用環境の整備により結節機能の強化を目	
	指す。	
公共交通サービス水準の向上	通勤・通学や買い物・通院等、日常に密着した輸送機関として、待合	
	環境の整備や交通モード間の連携強化等、誰もが利用しやすく便利で	
	快適に使える公共交通サービスの提供を目指す。	
地域住民の気運醸成	地域の事情を最も良く知る住民が、公共交通は生活の足であるという	
	認識を一層高め、行政・事業者と一体となって取り組む気運の醸成を	
	目指す。	
地域公共交通の活性化・利用促進	過度な自動車への依存から脱却し、温室効果ガスの削減や地域活性化	
	に寄与する地域公共交通の活性化・利用促進を目指す。	

# (18) 松山市交通バリアフリー基本構想(平成 15年3月策定)

### 1) 構想の基本理念

「第5次松山市総合計画」に掲げる将来像実現に向けた6つの重点的取り組みの中、最も交通バリアフリーと関連のある『お年寄りや障害者にやさしい日本一のまちづくり』としている。

### 2) 構想の基本方針

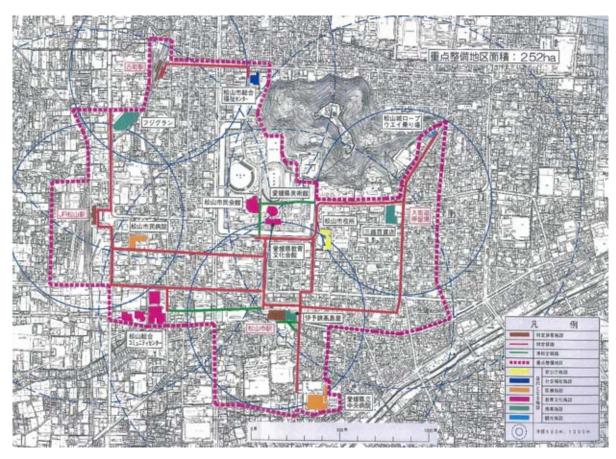
ハード (駅や歩行空間等) やソフト (譲り合い、助け合いの心等) の両面のバリアを取り除き、お年寄りや障害者を含む誰もが利用しやすい (ユニバーサルデザインの考え方) まちづくりを推進するとしている。

### 3) 中心部における取り組み

市役所のほか、百貨店や松山市駅等の大規模な公共公益施設、集客施設を有していることから、重点整備地区に位置付け次の取り組み等を進めるとしている。

- ① 大街道停留所等の特定旅客施設のバリアフリー化
- ② 幹線道路歩道におけるバリアフリー化
- ③ 駐輪場整備や放置自転車に対する撤去の徹底等による安全安心な歩行空間の確保

### 重点整備地区と特定経路、準特定経路



# (19) 松山市駐車場整備計画(平成25年2月策定)

### 1) 目標年次

平成32年(2020年)とする。

### 2) 基本方針

「量的整備」から「質的改善」を目指した駐車施設への転換

超高齢社会や人口減少、さらには地球環境問題への対応など、多くの課題がある中、本市においては、過度に自動車に依存しない交通体系の実現に向け、これまでの「量的整備」から、様々なニーズに合った駐車施設の「質的改善」へ、政策方針の転換が必要となっている。

# 3) 基本方針の実施に向けた駐車施策

駐車施設	駐車施設の検討方針
まちの活性化や	・中心市街地の活力維持、活性化を図る観点から、中心市街地への新たな
まちづくりに資する	出店や建物更新、土地利用の活性化を促す駐車施策の展開
駐車施策	・中心市街地では、歩行者・自転車および公共交通を優先したまちづくり
	に向けて、自動車の適切な利用を図る駐車施策の展開
	・高齢社会やバリアフリーに対応した身障者用駐車施設の整備促進と適
	正利用
路上駐車に対応した	・原因者負担の原則の考え方に基づいた駐車施策の展開
駐車施策	・路上駐車の特性を踏まえた駐車施策の展開
一時的に集中する観光需要に	・スペシャルドラマ『坂の上の雲』の放送や、高速道路の料金割引施策な
対応した駐車施策	どを契機とした、観光交流の促進に対応可能な駐車施策の展開
新たな開発需要に対応した	・JR松山駅周辺開発により新たに発生するまとまった駐車需要に応じた
駐車施策	駐車施策の展開



# (20) 新松山市自転車等利用総合計画(平成23年4月策定)

### 1) 計画の期間

平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 年間

### 2) 計画の位置づけ

松山市総合計画を最上位として、環境政策や中心市街地活性化等の他分野と連携して、自転車に関する政策を推進するための「自転車マスタープラン」

### 3) 計画の基本理念

『 自転車が快適に乗れるまち 歩行者と自転車にやさしいまち 』

### 4) 基本方針と施策の展開

基本方針に基づき、以下の施策を展開するとしており、基本理念の実現にとくに効果が高い と考えられる施策については、重点施策として優先的に取り組むこととしている。

基本方針	施策の展開
自転車の走行環境の向上	○ 自転車走行空間の確保
(はしる)	・自転車走行ネットワークの構築【重点施策 1】
	・自転車走行環境の整備【重点施策 2】
	・安全な自転車走行空間の確保
	○ 自転車利用環境の充実
	・駐輪場案内サービスの充実
	・駅や観光拠点を結ぶレンタサイクルの充実
駐輪スペースの確保	○ 既存駐輪場の利用促進
(とめる)	・大街道駐輪場の運営方法の見直し【重点施策 3】
	・大街道駐輪場の改修【重点施策 4】
	・民間駐輪場との連携
	○ 新規駐輪場の確保
	・一般公共用駐輪場の整備【重点施策 5】
	・民間駐輪場への補助見直し【重点施策 6】
	○ 公共交通との連携
	・駅やバス停における駐輪場整備【重点施策7】
	・既設駐輪場の利用適正化
	○ 附置義務の見直し
	・附置義務制度の見直し【重点施策 8】
規制のあり方(適正につかう)	○ 重点地区における規制
	・重点地区(路線)における規制の推進【重点施策 9】
	〇 規制の方法
	・指導・警告・撤去等規制の推進
	・撤去によらない放置規制
自律・相互理解・協働	○ 適正な自転車利用の促進
(ルールを守る、みんなでつくる)	・様々な広報媒体による啓発
	・各種キャンペーンの実施
	・交通教育の実施【重点施策 10】



図 中心部で重点的に実施すること

### (21) 松山市景観計画(平成27年3月策定)

## 1) 計画の位置づけ

景観に関する総合的な法律である「景観法」の制度を活用すべく制定されたもので、本計画に基づき、市民・事業者・市が協力して、数多くの貴重な歴史的・文化的資源と山と海に囲まれた豊かな自然が醸し出す松山らしい景観を次世代に継承し、市民のひとりひとりが親しみ・愛着・誇りを感じる魅力あるまちの実現を目指すものとしている。

# 2) 中心地区景観計画区域における景観形成の基本的な考え方

松山城をはじめとする多数の歴史的・文化的資源や、城山や石手川などの豊かな自然、多様な都市機能の集積、路面電車が通行する街路景観など、松山らしい景観を創造する重要な要素が凝縮されている。これらを地区の特性等に応じて適切に活かし高めることを誘導し、市民のひとりが「お城下」に親しみ・愛着・誇りを感じる魅力ある都市景観の形成を目指す。

### 3) 中心地区景観計画区域における良好な景観の形成に関する基本的な方針

- 地区全体でのまちなみの調和に配慮しつつ、地区内のそれぞれのエリアや通りの特性を活か した景観を形成
- 骨格となる街路空間や都市空間については、景観形成重点地区への位置付けを検討するなど、 適切に規制・誘導することで、メリハリのある景観を形成
- 松山城から俯瞰する市街地の眺めや、歩行者、路面電車からの見え方などを意識した、美しい景観を形成

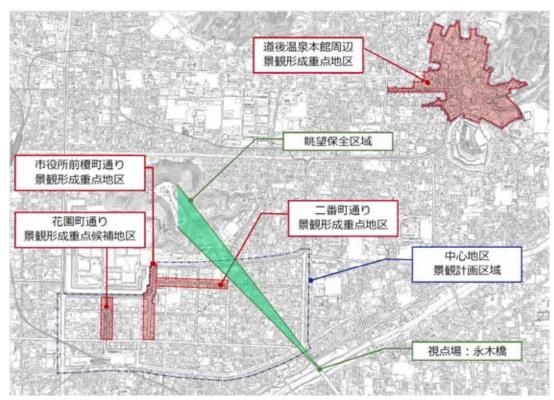


図 景観計画区域

### 4) 中心地区景観計画区域における景観形成重点地区の景観形成方針

#### 市役所前榎町通り景観形成重点地区

#### 【景観形成の基本的な考え方】

市役所前榎町通りから望む松山城と城山の姿は、市民にとって松山を彷彿とさせるシンボル的景観であり、かけがえのない財産。「松山らしさ」を醸し出している松山城への良好な眺望の保全と形成を最重要視し、この歴史的景観と城山の豊かな自然に調和した落ち着きのあるまちなみを維持向上する。

#### 【良好な景観形成に関する方針】

- ・高さへの配慮と建築物の壁面後退により、街路の広がり を維持し、松山城への美しい眺望景観を保全・形成。
- ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫 感は軽減させるよう努め、美しくゆとりある中心市街地 景観を形成。
- ・自然と調和する落ち着いた色彩の使用やデザインを検討 し、松山城の品格と歴史的風情にふさわしいまちなみを 維持向上。

### 二番町通り景観形成重点地区

### 【景観形成の基本的な考え方】

松山の主要繁華街である大街道と東堀端をつなぐ位置にあり、歩行者が安全・安心に楽しく回遊できる中心市街地の形成に向けて、その環境整備が期待される街路です。道路と沿道の建物が調和した、快適で賑わいのある中心市街地景観を形成。

#### 【良好な景観形成に関する方針】

- ・道路空間の再配分により、歩行者が安全・安心に、楽し く歩ける街路景観を形成。
- ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫 感は軽減させるよう努め、美しくゆとりと潤いのある景 観を形成。
- ・大街道商店街からの賑わいの滲み出しに配慮して、歩いて楽しい中心市街地景観を形成。

#### 花園町通り景観形成重点候補地区

#### 【景観形成の基本的な考え方】

花園通りは、市内の交通の中心である松山市駅の正面に位置し、松山城址の一角をなす堀之内への開けた眺望を備えた広幅員街路。沿道に店舗等も集積し、市民、観光客等を含めて多数の来訪者が通行することから、中心市街地における重要な景観形成地区として、広い街路空間を活かした品格と賑わいのある景観形成を目指す。

#### 【良好な景観形成に関する方針】

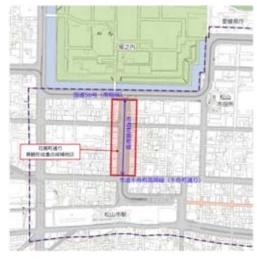
- ・広い街路空間や市電、緑豊かな街路樹など魅力的な景観 資源を活かした品格のあるまちなみを形成。
- ・まちなみの連続性に配慮し、建築物の持つ威圧感や圧迫 感は軽減させるように努め、美しくゆとりある景観を形成。



市役所前榎町通り景観形成重点区域



二番町通り景観形成重点地区



花園町通り景観形成重点候補地区

# (22) 第2次松山市環境総合計画(平成25年3月策定)

### 1) 計画の期間

平成 25 年度から平成 34 年度までの 10 年間

#### 2) 環境の将来像

『協働が築く 自然と都市が調和するまち 松山』

~ 緑の映える快適で"笑顔"広がるまちを目指して ~

#### 3) 目指すべきまちの姿(2050年の松山の姿)

各主体の連携と協働により、資源を有効活用する「循環型」、温室効果ガスの排出が少ない「低炭素型」、快適な生活環境と豊かな自然を保全する「環境保全型」、みんなが環境に配慮した行動を率先する「環境配慮型」の社会が築かれ、いつまでも住み続けたいまちとして市民に愛されているまちを目指すとしている。

### 4) リーディングプロジェクト

本市の環境の将来像の実現に向け、今後 10 年間で重点的に取り組むべき環境施策をリーディングプロジェクトとして位置付け、次の5つのプロジェクトが掲げられている。

#### 「もったいない」の精神を養い、資源を有効に活用する【地球循環型まちづくりプロジェクト】

環境負荷の少ない社会をつくるため、限られた資源を大切にし、可能な限り再使用・再生利用を進め、それでもなお、処理を必要とするものは、適正処理を行うことで持続可能な地域循環型まちづくりに取り組みます。

#### 歩いて楽しい、乗って心地よい、コンパクトなまちへ【低炭素型まちづくりプロジェクト】

交通を円滑にするため、放射環状型の道路ネットワークを形成するとともに、公共交通の利便性向上、利用促進を図るため、誰もが移動しやすくコンパクトなまちづくりに取り組みます。

- 人と車と公共交通の最適空間の確保
- ・低炭素型交通手段への転換
- ・人と環境にやさしい交通体系の確立
- ・公共交通への利用転換の促進 ほか

#### 人と環境にやさしく、災害にも強い、スマートなまちへ【低炭素型まちづくりプロジェクト】

日常行動の中に環境配慮の考え方を取り込み、温室効果ガスの削減につながるライフスタイルへの転換を促すため、エネルギー利用の見直しやエネルギーの見える化、地域エネルギーの活用などにより、エネルギーの効率的な利用を図り、快適で災害に強い安全な暮らしを目指したスマートなまちづくりに取り組みます。・環境に配慮したビジネスの推進・住宅・オフィス用クリーンエネルギーの導入促進ほか

#### 豊かな自然から受ける多くの恵みを未来へ引き継ぐ【自然と共に生きるまちづくリプロジェクト】

瀬戸内海に浮かぶ島々や、内陸部に連なる山々、都市部を流れる河川など、豊かな自然から私達が受けている多くの恩恵を将来の世代に引き継ぐため、自然環境の保全に努め、自然との共生を日々実感できるまちづくりに取り組みます。

・市民が憩える公園整備 ・生物多様性を身近に感じられる空間の整備 ほか

#### 環境教育の充実と環境情報の共有化を推進する【地球にやさしい人づくりプロジェクト】

市民の環境に対する意識を高めるため、環境学習施設の連携強化や環境教育に携わる人材や団体の育成・活動支援により環境教育の充実を図るとともに、環境情報の共有化に努めるなど、率先して地球にやさしい行動をする人材の育成に取り組みます。

・環境学習施設の魅力向上 ・環境に対する取り組みに必要な情報の提供 ほか

### (23) 松山市省エネルギービジョン(平成 19年2月策定)

#### 1) ビジョンの位置づけ

総合計画や環境総合計画の具体的取り組み計画の一つとして位置づけ、省エネルギー対策の 基本方針や具体的な取り組みを示している。

### 2) 基本理念

「地球にやさしい日本一のまちづくり」を推進するため、市民・事業者・行政がお互いに連携を図りながら、それぞれが主体的に省エネルギーの取組みを進めていく、全員参加による省エネルギーのまち松山を目指す。

# 3) 基本方針

#### みんなで考える省エネのまち松山

全員参加による省エネルギー推進を達成するための基礎として、省エネルギーの情報、松山市の実施する省エネルギー施策等について、幅広く情報を提供し、誰もが省エネについて考える環境づくりを行う

### みんなで実践する省エネのまち松山

全員参加による省エネルギーの実践を目指し、松山市に関わるすべての人々が取組めるようなプランを検討し、誰もが省エネルギーの取組みを実践できるようにする。

#### みんなで協力する省エネのまち松山

省エネルギーに対して全ての市民や事業者が前向きに取組めるよう、情報交換の場を設けたり、グループづくりを推進するなど、お互いに協力して取組む仕組みづくりを行う。

#### 4) 中心市街地に関する取り組み

- I Cカード機能の拡充(公共施設および商店街等による利用)による公共交通機関の利用拡大
- 家庭における省エネルギー型の機器・設備への買い替え促進
- 各事業所の省エネルギー診断及びエネルギー利用方法の改善など

### (24) 松山市低炭素社会づくり実行計画(平成23年3月策定)

#### 1) 計画期間

平成23年度から平成62年度まで

#### 2) 計画の理念

持続可能な低炭素社会の構築に向けて、市民・事業者・行政が協働し、温暖化対策に取り組 むことは、温室効果ガスの削減のみならず、新たなビジネスの創出や省エネ技術の躍進など経 済波及効果が期待されることから、松山市の温暖化対策を推進するにあたり、「環境と経済の 両立」を計画策定の理念とする。

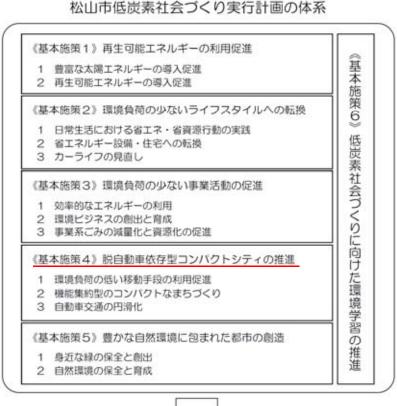
### 3) 計画の目的

「地方公共団体実行計画」の区域施策編として、市民・事業者・行政の各主体が担う役割を 明確にし、総力を挙げて継続的に取り組むことで、総合的かつ計画的に温室効果ガスの削減を 目指すことを目的とする。

#### 4) 低炭素社会の構築に向けた取り組み

本計画策定の理念の下、中長期目標の達成に向け、一層の温室効果ガスの削減とともに地域 経済の活性化を図ることで、持続可能な低炭素社会の構築を目指し、以下の6つの基本施策を 定め、それぞれの施策の方向性を明確にし、重点的に取り組むとしている。

#### 松山市低炭素社会づくり実行計画の体系



持続可能な低炭素社会の実現

### (25) 松山市緑の基本計画(平成25年策定)

### 1) 計画期間

平成22年度から平成42年度まで

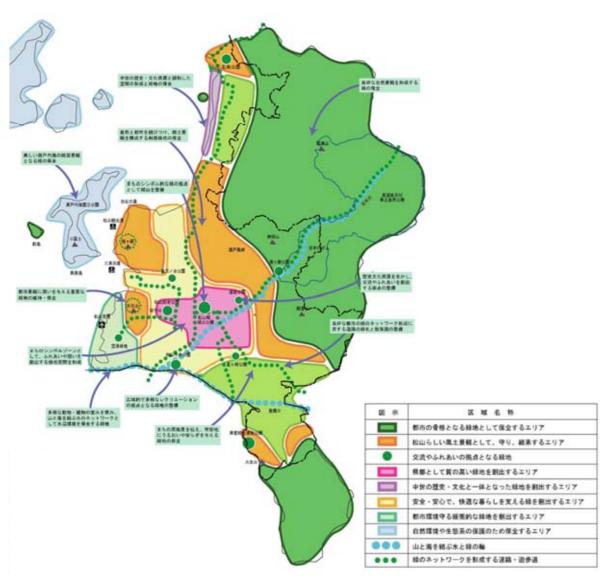
### 2) 基本理念

誇れる"たから"である緑を育み、活用し、また、新たな緑を創造するなど、誰もが生活の中でうるおいと安らぎを実感できる緑のまちづくりを目指していくために、これからの緑のあり方を次のように定めている。

- ① 地域の"たから"を活かす
- ② 緑を育み、都市と自然が共生するまちをつくる
- ③ 環境に配慮したまちをつくる
- ④ ゆとりや安心感を感じられる生活空間をつくる
- ⑤ 緑の担い手をつくる

### 3) 緑の将来像

『誇れるたから』をみがき、こころが育む"みどりの舞台"



付属 1-31

# 4) 緑のまちづくりの基本施策

将来像の実現に向けて、「みどりの創造」、「みどりの保全」、「みどりの育成」の3つの計画の 基本方針に基づき、取り組みを推進するとされている。

基本施策	主な取り組み	
	都市公園等の整備	都市公園等の維持・更新及び新規整備
		緑のネットワークの形成
7 1010 m Addt		まちなみ整備等と合わせた緑地の創出
みどりの創造		緩衝緑地の整備・創出
〜緑にあふれ、心が和む まちづくり〜		水辺緑地の創出
\$ 60\ y~	緑化の推進	公共施設の緑化の推進
		民間施設等の緑化の推進
		道路緑化の推進
	みどりの保全	水辺や森林の維持・保全
7 13 10 00 /17 A		貴重な樹木・樹林地、歴史・文化的な緑地の保全と活用
みどりの保全		貴重な生態系の保全
~緑を守り、未来につなぐ		農地の維持・保全
まちづくり~		斜面緑地の維持・保全
		社寺境内樹林地、保存樹等の保全
みどりの育成	みどりの育成	まちなみ緑化活動の促進
〜みんなで育む、緑の まちづくり〜		緑化意識の普及・啓発活動の推進
		協働・連携による緑地の維持管理体制づくり
		緑の支援体制づくり

### (26) 松山市地域防災計画 地震災害対策編(平成 26 年度策定)

### 1) 計画の目的

「災害対策基本法」に基づき、松山市の地域に係る災害に対し、総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等、市民の自主的な防災活動の誘発を促しつつ、災害による人的、経済的被害を軽減する減災への備えを充実し、市民の生命、身体及び財産の保全を目的とする。

# 2) 防災ビジョン

防災憲章であり、長期的総合的な視点のもと、防災の目的を踏まえたもので、防災に関する 基本目標であるとし、次の3つが掲げられている。

『 災害に強いまちづくり ― 災害に強いひとづくり ― 災害に強い体制づくり 』

### 3) 災害に強いまちづ(リ)

防災ビジョンの基本目標である、災害に強いまちづくりを実現するため、次の目標と目標達成のために強化する施策が謳われている。

#### 目標

- (1) 災害が発生しにくい機能
- (2)被害が拡大しにくい機能
- (3)安全が確保できる機能
- (4) 災害応急対策活動が容易に行える機能
- (5) 災害復旧が容易に行える機能

#### 施策

- (1) 道路・橋りょうの整備・充実
- (2) 防災空地の整備拡大
- (3) 市街地の面的整備等
- (4) 住宅地(特に木造密集住宅地)の防火性向上の推進
- (5) 河川・ため池の利用・整備
- (6) 浸水対策・崖崩れ対策の推進
- (7) 建築物の耐震不燃化
- (8) ライフラインの耐震性の確保
- (9) 避難者のための安全な施設の整備
- (10) 応急対策用機器・物資・資機材の整備
- (11) 情報伝達手段の充実・活用
- (12) 津波対策及び原子力災害対策の推進

# (27) 松山市観光振興計画(平成18年8月策定)

# 1) 計画の位置づけ

本計画では、「『いやし』、『もてなし』、『くつろぎ』のある連携・回遊・体験型観光都市」を 実現するために、各種事業を位置づけて展開していくこととしている。

### 2) 松山市の観光産業振興事業の基本方針

方針	キーワード	
観光都市としての意思表示	・観光産業の活性化に向けたベクトルの共有	
	・行政の意思表示	
『坂の上の雲』のまちづくり	・新たな魅力『坂の上の雲』	
	・点在する観光資源の発掘・活用	
	・回遊動線の整備	
観光資源の発掘・開発	・新たな魅力づくり	
	・「連携」、「回遊」、「体験」	
国内からの誘致の展開	・旅行者の行動の把握	
	・交流人口の拡大	
	・道後温泉・『坂の上の雲』の活用	
海外からの誘致の展開	・ターゲットは訪日中の外国人	
官民一体となった協力体制の構築	・意識の共有	
	・連携の協働	
受入れ体制の整備	・旅情の演出と雰囲気づくり	
	・おもてなしの心	
	・観光産業振興による経済波及効果の確認	
	・自主性と実効性を重視した人材育成	
広域的な連携	・目的別の連携と効果の重視	
交通の充実	・旅行者の視点の重視	
重要懸案への対応	・道後温泉本館改修への対策	
	・費用対効果の検証	
	・地域経済の活性化	

### 3) 中心市街地に関する取り組み

- 点在する観光資源の発掘・活用
- 観光客を中央商店街へと誘導することで経済効果の拡大と商店街の活性化を図るための回遊 動線の整備 など

### (28) 松山市公共施設マネジメント基本方針 (平成 26年2月策定)

#### 1) 基本理念

『経営的視点から公共施設の「量」・「質」・「コスト」の見直しを図り、 安全で安心な公共施設を提供する。 』

### 2) 対象施設

道路、橋りょう、上下水道などのインフラ施設を除く市所有の施設とします。なお、インフラ施設については、それぞれの所管部署で長寿命化等の計画を作成する。

### 3) 取組方針

#### 【方針 1】施設保有量の最適化

#### 新規整備は原則行わない。 (行う場合は中長期的に保有できる範囲で)

- ・既存施設の有効活用を図ることにより、新規整備を控える。
- ・新規に整備する必要性がある場合は、類似施設や周辺施設の状況やライフサイクルコストなどを十分検討し、さらに人口や財政状況などの予測から中長期的に保有できる範囲で行う。

#### 既存施設の更新は原則複合施設とする。

- ・老朽化に伴い更新する場合は、周辺施設との複合化により機能を維持しつつ施設量を削減する。さらに複合化により空いた施設は処分し事業費へ充当する。
- ・複合化が難しい施設の更新は、必要最小限の規模とする。

#### 【方針2】計画的な保全による長寿命化の推進

#### 予防保全型の維持補修への転換

財政負担軽減と維持管理費用の平準化、更には公共施設の「質」の向上の観点からも予防保全型の維持補修を進め、長寿命化を推進します。

#### 目標耐用年数の設定

建物の寿命は、維持管理方法だけでなく立地条件、施設用途など様々な条件により上下しますが、鉄筋コンクリート造の建物を新築する場合は 70 年以上使用することを目標に維持管理を行います。また、既存施設においても 60 年以上を目指した維持管理補修を行います。ただし、施設の劣化や機能不足など著しく老朽化が進んでいる施設は、費用対効果を計算し維持管理・更新を行います。

# 【方針3】市民ニーズに対応した資産活用

#### 「施設重視」から「機能重視」への転換

これまでの公共施設の整備は、施設ありきで行われてきました。しかし、多くの施設は、施設内の機能が必要で利用されています。(中略)。このため、施設の統廃合による市民への影響を最小限に抑え、今後の市民ニーズの変化に的確に対応するためには、従来の「施設重視」の考え方から「機能重視」への考え方へ転換し、「機能」はできるだけ維持し、「施設」を減らしていくことにより資産の有効活用を推進します。

#### 受益者負担と管理コストとのバランスを図る。

公共施設の運営の一部は、受益者に負担していただいています。このため適切な受益者負担について、市民へ情報を開示し意見を求めるなど協働による施設管理を推進します。

#### 人口動態・人口構成を予測した資産活用

校区ごとの人口動態や人口構成の変化を予測し、人口減少社会に対応した行政サービスの提供や市民ニーズの変化に伴う対応など考慮し、今後のマネジメントを推進します。

### (29) 松山市情報化推進アクションプラン(平成28年3月策定)

## 1) 目標年次

平成28年度から平成30年度

#### 2) 松山市情報化推進指針 2014 の位置づけと基本理念

第6次松山市総合計画における、将来都市像「人が集い 笑顔広がる 幸せ実感都市 まつやま」 の実現を、情報化の側面から支援するために策定されたもので、「ICTの利活用によって、第 6次松山市総合計画で掲げる将来都市像の実現を側面支援する」を基本理念とする。

#### 3) アクションプランの位置づけ

松山市情報化推進指針 2014 を踏まえ、効率的かつ効果的に情報化を推進していくため、3 年 先を見据えた具体的な計画として策定したもの。

### 4) 情報化施策体系別事業

情報化推進指針で定めた下記の5つの基本方針ごとに、検討、実施する個別の情報化事業を体系化し、情報化を推進する。

- ① 健やかで安らぎのある生活を支える
- ② 豊かな日常生活を支える
- ③ 快適な社会を支える
- ④ 魅力・活力があふれる社会を支える
- ⑤ 効率的で安全・安心な行政サービスを支える

中心市街地に関連する施策には次のようなものが挙げられている。

基本方針	事業	
魅力・活力があふれる	ICT·情報通信	他都市に先駆けて整備した3,000kmを超える光ファイバー網
社会を支える	関連企業の誘致	を活かし、ICT・情報通信関連企業の誘致を積極的に推進
		していきます。
		【目標】地域経済の活性化と雇用の創出を図ります。

### (30) 第六次愛媛県長期計画 愛媛の未来づくりプラン(平成23年9月策定)

### 1) 計画期間

長期ビジョン : 平成 27 年度から概ね 10 年後

アクションプログラム: 平成27年度から30年度までの4年間

### 2) 基本理念

『愛のくに 愛顔あふれる愛媛県』

### 3) 目指すべき将来像(長期ビジョン)

産業分野	次代を担う活力のある産業を"創る"ことによって「活き活きとした愛顔」あふれる愛媛 を目指します。
暮らし分野	快適で安全・安心の暮らしを"紡ぐ"ことによって、「やすらぎの愛顔」があふれる愛媛を 目指します。
人づくり分野	未来を拓く豊かで多様な『人材』を"育む"ことによって、「輝く愛顔」があふれる愛媛を 目指します。
環境分野	調和と循環により、かけがえのない環境を"守る"ことによって、「やさしい愛顔」があふれる愛媛を目指します。

### 4) 将来像の実現に向けた政策展開(アクションプログラム)

甘木功等 1	活き活きとした愛顔あふれる「えひめ」づくり
基本政策 1	~次代を担う活力ある産業を"創る"~
甘木が笠っ	やすらぎの愛顔あふれる「えひめ」づくり
基本政策 2	~快適で安全・安心の暮らしを"紡ぐ"~
基本政策 3	輝く愛顔あふれる「えひめ」づくり
	~未来を拓く豊かで多様な『人材』を"育む"~
基本政策 4	やさしい愛顔があふれる「えひめ」づくり
	~調和と循環により、かけがえのない環境を"守る"~

### 5) 中予地域の振興策

- 産学官連携による人材育成や交流による魅力とにぎわいの創出など、人・モノ・情報のネットワークづくりの推進。
- 都市機能の強化や地域活性化を支える社会資本整備の充実、環境に優しい地域づくりの推進など、県民が快適に生活できる環境づくり。
- 地域の防災力強化や質の高い医療提供体制の充実など、県民の生命・財産を守る体制等の整備。
- 営業力の強化による愛媛産品の販路拡大や魅力ある農林水産物の競争力強化など、活力ある 産業づくりの推進。

### (31) 松山広域都市計画区域マスタープラン(平成24年9月策定)

#### 1) 目標年次

都市計画区域マスタープラン:平成24年からおおむね20年。

具体的な整備目標 : 平成24年からおおむね10年以内に整備するものを予定。

#### 2) 計画の位置づけ

愛媛県において平成24年9月に策定された県の上位 計画であり、松山市を含む三市二町を対象として、"広 域的な見地から、長期的視点に立った都市の将来像を 明確にし、その実現に向けた大きな道筋を明らかにす るための都市計画の基本的な方針"が定められている。



### 3) まちづくりの基本理念

### まちづくりの目標

中国・四国地域の中核として、豊かな自然や歴史・文化につつまれた安心、快適な生活空間の中で、活発な広域交流のもと、多彩な観光資源を備え、地域独自の文化が花開き、人口減少・超高齢化社会の到来等の様々な社会的課題に対応した持続可能なまちづくりをめざす。

#### キャッチフレーズ

九州地域、中国地域、関西地域の連携拠点として未来に躍動する

高次都市機能を備えた中核都市圏の形成

#### 4) 地域毎の市街地像

#### 都市拠点

JR松山駅及び伊予鉄道松山市駅から大街道一番町口に至る交通結接点周辺市街地については、広域行政機能、商業・業務機能、情報機能、高等教育機能、医療・福祉機能及び国際化・観光機能等の高次都市機能を集

約し、その機能充実を図る。さらに来訪者や居住者の利 機能が 1985年 1985

#### 生活拠点

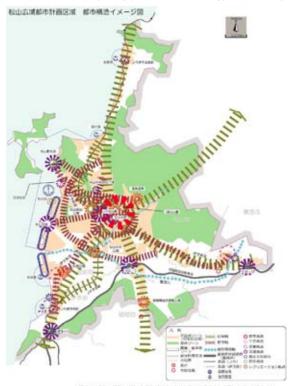
駅、教育、医療、福祉施設周辺については、安全で快適な歩道・自転車道などの交通・交流機能の充実を図る。

#### 産業拠点

松山空港周辺の臨海部のまとまった工業地、松山市中央卸売市場周辺、伊予インターチェンジ及び川内インターチェンジ周辺、伊予市の埋立地、東温市の重信川沿川部、砥部町北部の重信川沿川部の工業地を産業の中心となる産業拠点と位置付け、工業や流通業務を中心とした産業機能の充実を図る。

#### 交通拠点

四国縦貫自動車道の松山インターチェンジ、伊予インターチェンジ及び川内インターチェンジ、JR 松山駅、伊予鉄道松山市駅、JR 伊予北条駅及び JR 伊予市駅並びに松山空港、松山観光港及び三津浜港を陸・海・空の交通拠点と位置付け、交通結節機能の充実と活用を図る。



上的は、マスタープラン(基本計画)であり、同味的な影響を可能をするものではありません

#### 市街地ゾーン

既成市街地部においては、住環境の維持、改善を、その他市街地では良好な住環境の形成を基本としつつ、 住宅、商業及び工業の混在を抑えた適正な土地利用を図る。

### 5) 主要用途の配置の方針

#### 低層住宅地

松山市の中心市街地外縁部で、森林や農地等の自然的環境に恵まれた市街地については、良好な住環境を備

えた緑豊かな低層住宅地として、未利用農地を有効活用 し、オープンスペースの確保等を図ることにより、周辺 環境と調和のとれた住環境の維持及び改善を図る。

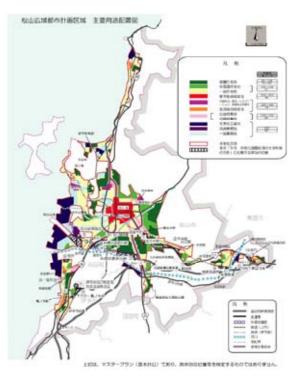
#### 中層住宅地

松山市の(都)松山環状線外側の北部から東部にかけて広がる市街地等の住宅以外の土地利用の混在が極めて少ない市街地については、良好な住環境を備えた緑豊かな中高層住宅地として、未利用農地を有効活用し、オープンスペースの確保等を図ることにより、周辺環境と調和のとれた住環境の維持及び改善を図る。

#### 一般住宅地

松山市の都心エリアを取り巻く市街地については、 商業・業務施設等と住宅との混在が見られるが、今後も 商業・業務環境等と住環境の調和した一般住宅地として、 オープンスペースの確保等により、住環境の維持及び改 善を図る。

幹線道路や鉄道等の交通軸沿線やその後背地で住宅 以外の土地利用が混在している住宅市街地ついては、住 環境と沿道サービス機能が調和した一般住宅地として、 地区計画等の導入により、計画的な市街地形成を誘導し、 住環境の維持及び改善を図る。



#### 拠点商業地

JR松山駅を含む中心市街地については、今後も本区域の発展、ひいては中国・四国地域の発展をけん引する都市拠点として、JR松山駅周辺の鉄道高架事業等による都市基盤整備を推進するとともに、土地の高度利用を図るなど観光・国際交流等に資する魅力ある高次都市機能の強化、充実を図る。

城山公園周辺一帯の市街地及び道後地区周辺の市街地においては、観光レクリエーション拠点として来訪者が集い憩える公園の整備を図るとともに、歴史文化拠点として景観計画を活用し、歴史文化薫る景観の保全・ 形成に努める。

三津地区周辺については、現在その活力が低下しているが、再びその活性化を促すため、風情ある街並みを活かしつつ、港や鉄道駅との連携を図り、商業機能や海洋レクリエーション機能の充実を図る。

#### 沿道商業地

国道 11 号、33 号、56 号、196 号及び(都)松山環状線等の主要な幹線道路の沿道市街地については、これら幹線道路沿道を沿道商業地として、周辺の住環境に配慮した施設立地を図る。

#### 近隣商業地

前記の商業地以外の主な鉄道駅周辺市街地については、駅前広場等の整備を図るとともに、近隣住民のための利便施設の維持、向上のため、人口の回復を図りつつ、近隣商業地として、商業・サービス機能の集約・充実を図る。

### (32) 愛媛県人口ビジョン・愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略(平成 27年 10月策定)

#### 1) 対象期間

愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略:平成27年度から平成31年度までの5年間

#### 2) 計画の位置づけ

#### 愛媛県人口ビジョン

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」(H26.12)を勘案しつつ、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくにあたって、人口の現状を分析し、今後、本県が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すもの。

### 愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(H26.12)を勘案し、愛媛県の目指す将来の方向性を示す「愛媛県人口ビジョン」を踏まえ、今後5か年の目標や具体的な施策を示し、県内人口の自然減の歯止め、県外への流出の是正を着実に進めていくためのもの。

### 愛媛県人口ビジョン

### 3) 人口の将来展望

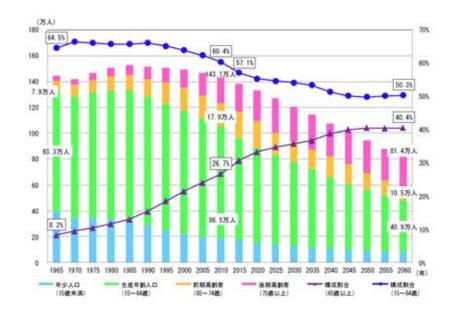
本県が目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すにあたって必要な将来の人口水準の目標、また、それを実現するために必要な条件を以下のとおりとしている。

#### 将来の人口水準の目標

平成72(2060)年の人口推計値(81.4万人)よりも、最低25%(20万人)以上の上積みを目指す。

#### 目標を実現するための必要条件

- ① 若い世代の就労・結婚・子育ての希望が実現することによる合計特殊出生率の段階的な上昇
- ② 2020 年代に少なくとも人口の流出入を均衡化(社会減の解消)



# 愛媛県版まち・ひと・しごと創生総合戦略

# 4) 基本目標

- ① 地域に働く場所を作る・人を呼び込む
- ② 出会いの場を作る・安心して子どもを生み育てる
- ③ 元気な地域をつくる・いつまでも地域で暮らせる

# 5) 中予地方における目指すべき方向性及び具体的な施策

施策項目	施策概要	主な取り組み内容
選ばれる都市とし	選ばれる都市を目指したまちづく	・移住者等の定住や起業に対する支援など地域を
ての魅力づくり	りと都市ブランドの確立	支える人材の育成・確保
		・地域活動の活性化や集落機能維持に向けた取組
		みへの支援
	都市機能面での競争力を高めるた	・松山外環状道路やJR松山駅付近連続立体交差
	めの、外環状道路やJR松山駅高	事業、松山駅西口南江戸線など交通ネットワー
	架の整備、交通結節点となる空港	ク整備
	や港のアクセス強化	
	多様な国際交流の中核拠点として	・貿易、経済、文化など各分野における海外との
	の、外国人が訪れやすく暮らしや	多様な交流の支援
	すい多文化共生地域づくり	・交通、医療、教育等の分野での外国語対応の充
		実
大学や産業支援機	人口減少社会を支える新たな層と	・女性やアクティブシニアの起業や再就職等の支
関等と連携した人	して、女性やアクティブシニアに	援により、地域産業を担う人材の育成・確保や
材育成	着目した創業支援	雇用のミスマッチの解消
	小中高での地域教育の推進と大学	・地元大学等による地域を担う人材の育成事業と
	での地域が求める高度人材の育成	連携し、県内企業が求める人材の地元就業を促
		進
		・地域の企業等と連携による学生の地元産業への
		理解促進と、地元での就職・就業意欲の向上
県内観光のメイン	道後温泉など一級の観光資源を活	・中予地域にある自然、歴史、文化、施設などの
ゲートとしての機	用した誘客促進のためのおもてな	地域資源を広域的に結んだ体験型観光・交流ル
能強化と東・南予と	し機能の強化、東・南予地域に導	ートやサイクリングコース等の充実・PR
連携した周遊型観	くための仕掛けづくり	・産業観光やヘルスツーリズムなど新たな手法の
光の振興		観光の推進
新たな雇用を生み	先端素材関連産業や情報サービス	・先端素材関連産業や情報サービス関連産業など
出す産業の創出	関連産業などの既存立地企業と連	が立地する中予地域の特性を活かした新たな
	携した新規ビジネスの創出	企業の誘致

# (33) 第6次愛媛県地域保健医療計画(平成25年3月策定)

### 1) 実施期間

平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 か年

### 2) 計画の位置づけ

医療法第30条の4第1項に基づく「医療計画」として策定しており、本県における保健医療施策の基本指針であり、第六次愛媛県長期計画「愛媛の未来づくりプラン」を保健医療の面から推進するもので、保健医療機関・団体、市町に対しては、施策の方向を示す指針となるもの。

# 3) 基本理念

病気になった場合にしっかり「治す医療」と、その人らしく尊厳をもって生きられるよう「支える医療」の双方の体制整備を図ることにより、どこに住んでいても、その人にとって適切な医療サービスが受けられる社会の実現が求められていることを踏まえ、次の5つの基本理念を掲げ、各種の施策を積極的に推進するとしている。

基本理念	概要
	すべての県民が、安心して適切な医療を受けられるようにするため、
1. 必要な地域医療の確保	急性期をはじめとする医療機能の強化、医師確保対策の推進等に取り組
	み、地域で必要とされる医療を確実に提供できる体制の整備を目指す。
	がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病及び精神疾患の 5 疾病と、救急
0. 医库滕光の八ル、末棟の光光	医療、災害医療、へき地医療、周産期医療及び小児医療の5事業並びに
2. 医療機能の分化・連携の推進	在宅医療のそれぞれについて、医療機能の分化・連携を進め、効率的で
	質の高い医療提供体制の整備を目指す。
	医療機能情報提供制度などを通じて、患者や県民に対して医療サービ
3. 患者本位の医療の実現	スの選択に必要な情報を提供するとともに、診療の際には、インフォー
3. 忠有平位の医療の夫児	ムド・コンセントの理念に基づき、患者本人が求める医療サービスを提
	供するなど、患者本位の医療の実現に向けた取組みを行う。
	生活習慣病予防については、内臓脂肪型肥満(メタボリックシンドロ
	ーム)に着目した保険者による特定健診・特定保健指導を着実に実施す
	るなど、関係者の連携のもと、その円滑な推進を図る。
4. 健康で安全な地域社会の確立	また、感染症、薬物の混入、食中毒など県民の生命や健康を脅かす危
4. 健康(女主な地域位云の惟立	機については、保健所、医療機関、行政、警察など関係機関が連携して
	未然防止に努めるとともに、万一発生した場合には、迅速で的確な対策
	により、被害の拡大防止や治療の提供が図られるよう、健康危機管理体
	制の整備を推進する。
	できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指す
5. 地域包括ケアシステムの構築	地域包括ケアシステム(医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス
	が連携した要介護者等への包括的な支援)の構築に取り組む。